

## 米軍機による低空飛行訓練に関する意見書

米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保すると同時に、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にすることとされている。

本県に寄せられている航空機による低空飛行等の目撃情報件数は、平成28年度以降、増加傾向にあり、平成30年度及び令和元年度はその大半が米軍機の可能性のあるものであった。

特に、奄美地域では住民からオスプレイやヘリなどの目撃情報が多く寄せられており、同地域の住民に強い懸念と不安を抱かせていることから、誠に遺憾である。

こうした低空飛行は、爆音による騒音被害のみならず、万一、墜落した場合には、住民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる事態の発生が憂慮される場所である。

本県では、航空機の低空飛行等について、住民等からの目撃情報を九州防衛局等に照会し、「米軍機の可能性がある」などの回答があった場合には、九州防衛局に対して、住民の安心・安全の確保等について、米軍側に申し入れるよう要請している。

また、全国知事会においては、国に対し、騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルート等の事前情報提供を行うこと、人口密集地域等の飛行回避や、深夜等住民への影響が大きい時間帯を避けるなど、地域住民の不安を払拭するよう十分な配慮を行うこと等を要請している。

よって、国においては、県内におけるこのような状況等を踏まえ、県民の安全・安心を確保する観点から、次の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とするよう米国に要請すること、また、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行うなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 米軍機の低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保することなど日米合同委員会の合意事項の遵守を徹底するよう米国に要請すること。
- 3 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣 殿  
防衛大臣  
内閣官房長官